⑷　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、５地域に区分されるものとする。

福 島 県　いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃 木 県　宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町

新 潟 県　新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長 野 県　阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村

宮 崎 県　椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

⑸　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、６地域に区分されるものとする。

宮 崎 県　都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧野尻町を除く。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県　伊佐市、曽於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町

⑹　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、７地域に区分されるものとする。

茨 城 県　神栖市（旧波崎町に限る。）

千 葉 県　銚子市

東 京 都　大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静 岡 県　熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）

三 重 県　尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町

和歌山県　御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山 口 県　下関市（旧下関市に限る。）

徳 島 県　牟岐町、美波町、海陽町

愛 媛 県　宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町

高 知 県　高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）

福 岡 県　福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長 崎 県　長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町

熊 本 県　八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大 分 県　佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考　この表に掲げる区域は、平成24年12月４日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第５

㈠	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が連続運転である
㈡	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が間歇運転である
㈢	主たる居室の暖房方法が連続運転であり、その他の居室の暖房方法が間歇運転である
㈣	主たる居室の暖房方法が間歇運転であり、その他の居室の暖房方法が連続運転である

別表第６

重油	１リットルにつき41,000キロジュール
灯油	１リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	１キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	１立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）	１キロジュールにつき1.36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
電気	１キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法(昭和39年法律第170号）第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者より22時から翌日８時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より８時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の間の消費電力量については１キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については１キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）

別表第７

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		その他居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

○国土交通省告示第千三百九十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）第十二条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎